

綾 部 市 公 報

番 号 第 7 4 1 号
発行日 令和 6 年 3 月 1 日
発行所 綾部市役所

目 次

○条 例

- 綾部市手数料条例の一部改正
(市民・国保課)・・・1

○告 示

- 令和 5 年度綾部市総合教育会議招集告示
(学校教育課)・・・3

- 綾部市国民健康保険被保険者証の無効告示
(市民・国保課)・・・4

- 綾部市非課税世帯臨時特別給付金(こども加算分)支給要綱の制定
(こども支援課)・・・5

- 令和 6 年 3 月綾部市議会定例会招集告示
(総務課)・・・12

- 綾部市医療機関エネルギー価格高騰対策交付金交付要綱の一部改正
(保健推進課)・・・13

○公 告

- 森林法に基づく綾部市森林整備計画変更の縦覧について
(林政課)・・・14

- 5 災第 2917 号、2923 号黒谷川外 1 川 1 線河川道路災害復旧工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・15

- 遠坂川河川整備工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・26

- 市道入江線外 2 線法面整備工事条件付一般競争入札につい

て

(監理課)・・・36

- 5 災第 2928 号市道坊口金河内線外 1 線 1 川道路河川災害復旧工事条件付一般競争入札について

(監理課)・・・48

- 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の縦覧について

(農業委員会)・・・59

- 5 災第 2919 号上杉川河川災害復旧工事条件付一般競争入札について

(監理課)・・・60

- 5 災第 2911 号、2912 号、2913 号、2914 号中村川河川災害復旧工事条件付一般競争入札について

(監理課)・・・70

- 5 災第 2926 号市道白道路仁和線外 1 線 1 川道路河川災害復旧工事条件付一般競争入札について

(監理課)・・・81

- 5 災第 2930 号市道立貝線外 2 線道路災害復旧工事条件付一般競争入札について

(監理課)・・・91

- 湊垣川外 1 線河川道路災害復旧工事条件付一般競争入札について

(監理課)・・・101

- 綾部市立病院医師宿舍及び市有地の売却条件付一般競争入札について

(保健推進課)・・・111

- 教育委員会告示

・ 令和 5 年度第 1 2 回（2 月臨時）綾部市教育委員会招集告示	・・・ 126
・ 令和 5 年度第 1 3 回（2 月）綾部市教育委員会招集告示	・・・ 127
○ 選挙管理委員会告示	
・ 綾部市条例の制定又は改廃等の請求に要する有権者総数の 5 0 分の 1 の数	・・・ 128
・ 綾部市議会の解散等の請求に要する有権者総数の 3 分の 1 の数	・・・ 129
・ 合併協議会設置協議について投票請求に要する有権者総数の 6 分の 1 の数	・・・ 130

綾部市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月27日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第1号

綾部市手数料条例の一部を改正する条例

綾部市手数料条例（昭和50年綾部市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「若しくは第126条の規定による磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「、第120条の2第1項若しくは第126条の規定による戸籍証明書」に改め、同項中第38号を第40号とし、第10号から第37号までを2号ずつ繰り下げ、同項第9号中「受理した書類」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したもの」を、「手数料 書類」の次に「又は届書等情報の内容を表示したもの」を加え、同号を同項第11号とし、同項第8号中「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定による届書等情報の内容の証明書」を加え、同号を同項第10号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (9) 戸籍法第120条の3第2項の規定による除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円

第2条第1項中第7号を第8号とし、同項第6号中「若しくは第126条の規定による磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「、第120条の2第1項若しくは第126条の規定による除籍証明書」に改め、同号を同項第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (6) 戸籍法第120条の3第2項の規定による戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この号及び第9号において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方

条 例

法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。) 戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき
4 0 0 円

附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 8 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 4 の規定により、令和 5 年度綾部市総合教育会議を次のとおり招集する。

令和 6 年 2 月 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 日 時 令和 6 年 2 月 15 日（木） 午後 1 時 30 分から
- 2 場 所 綾部市中央公民館 波多野記念室
- 3 協議事項
 - （1）学力向上について
 - （2）不登校の状況について
 - （3）小・中学校の適正配置について

綾部市告示第9号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和6年2月14日

綾部市長 山崎善也

証交付年月日	証記号・番号・枝番
令和4年 4月 1日	綾0903-15022・01

綾部市告示第10号

綾部市非課税世帯臨時特別給付金（こども加算分）支給要綱を次のように定める。

令和6年2月15日

綾部市長 山崎善也

綾部市非課税世帯臨時特別給付金（こども加算分）支給要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税均等割非課税世帯に対し、予算の範囲内において、臨時的な措置として実施する非課税世帯臨時特別給付金（こども加算分）（以下「給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、綾部市価格高騰重点支援給付金支給事務実施要綱（令和4年綾部市告示第204号。以下「事務実施要綱」という。）第3条の規定による支給対象者のうち、令和5年12月1日を基準日とするもの（事務実施要綱第6条の2第2項の規定による拒否の届出をした者を除く。以下「7万円受給者」という。）で、次条に規定する対象児童を扶養しているものとする。

（対象児童）

第3条 給付金の支給の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、次に掲げる児童とする。

- （1）平成17年4月2日から令和5年11月30日までに出生した児童のうち、7万円受給者と同一の世帯に属するもの（児童手当法（昭和46年法律第73号）第3条第3項に規定する施設入所等児童を除く。）
- （2）令和5年12月1日から令和6年3月31日までに出生した児童のうち、7万円受給者と同一の世帯に属するもの
- （3）平成17年4月2日から令和6年3月31日までに出生した児童のうち、7万円受給者と別の世帯に属するもの

（給付金の額等）

第4条 給付金の額は、対象児童1人当たり5万円とする。

2 給付金の支給は、対象児童1人につき1回限りとする。

（給付金の支給申込み等）

第5条 市長は、支給対象者のうち第3条第1号の児童を扶養しているものに対し、給付金の支給の申込みを行う。この場合において、当該支給対象者は、綾部市非課税世帯臨時特別給付金（こども加算分）支給要件確認書（様式第1号。以下「確認書」という。）

を市長に提出し、確認を受けなければならない。

2 前項の申込みを受けた者は、給付金の受給を拒否するときは、確認書を市長に提出しなければならない。

3 支給対象者のうち第3条第2号又は第3号の児童を扶養しているものが給付金の支給を受けようとするときは、綾部市非課税世帯臨時特別給付金（こども加算分）申請書兼請求書（様式第2号。以下「申請書兼請求書」という。）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（代理による確認書の提出等）

第6条 代理により確認書又は申請書兼請求書の提出を行うことができる者は、当該者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

（申請書兼請求書の受付開始日及び確認書等の提出期限）

第7条 申請書兼請求書の受付開始日は、令和6年3月1日とする。

2 確認書又は申請書兼請求書の提出期限は、市長が別に定める日とする。

（支給の決定）

第8条 市長は、第5条第1項又は第3項の規定による確認書又は申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査の上、支給を決定したときは、当該者に対し、次条に規定する方式により給付金を支給するものとする。

（給付金の支給の方式）

第9条 給付金の支給は、次に掲げる方式のいずれかにより行う。ただし、第4号に掲げる方式は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号から第3号までに掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

（1）公金受取口座への振込方式 マイナンバーカードに登録されている金融機関の口座に振り込む方式

（2）事務実施要綱給付金支給口座への振込方式 事務実施要綱による給付金の支給口座として指定する口座に振り込む方式

（3）指定口座振込方式 申請書兼請求書により前2号の口座以外の口座を届け出た場合に、当該届出をした指定口座に振り込む方式

（4）窓口交付方式 指定口座への振込みによる支給が困難である場合に、市長が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

（給付金の支給等に関する周知）

第10条 市長は、給付金の支給に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請書兼請求書の受付開始日等の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

（確認書等の提出が行われなかった場合等の取扱い）

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第5条第1項又は第3項の規定による確認書又は申請書兼請求書の提出が、第7条第2項の提出期限までに行われなかった場合は、支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退し

たものとみなす。

2 市長が、第8条の規定による支給決定を行った後、確認書又は申請書兼請求書の不備による振込不能等があり、確認等に努めたにもかかわらず、確認書又は申請書兼請求書の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給が完了できない場合は、当該確認書又は申請書の提出は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年2月15日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

綾部市非課税世帯臨時特別給付金（こども加算分）支給要件確認書

年 月 日

綾部市長 様

1 給付金の受給状況（記載内容を確認し、左の口に『✓』を記入してください。）

<input type="checkbox"/>	綾部市価格高騰重点支援給付金（7万円給付）を受給しました。
--------------------------	-------------------------------

2 世帯に属する児童（平成17年4月2日以降に生まれた児童）の状況

※令和5年11月30日時点の児童について記載してください。

No.	(フリガナ)	生年月日	No.	(フリガナ)	生年月日
	氏名			氏名	
1		年 月 日	6		年 月 日
2		年 月 日	7		年 月 日
3		年 月 日	8		年 月 日
4		年 月 日	9		年 月 日
5		年 月 日	10		年 月 日

3 給付金の辞退（本給付金を受給しない場合は、左の口に『✓』を記入してください。）

<input type="checkbox"/>	綾部市非課税世帯臨時特別給付金（こども加算分）の受給を辞退します。
--------------------------	-----------------------------------

4 その他留意事項

- (1) 意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。
- (2) _____年 _____月 _____日までに返信がない場合及び返信した確認書に不備があり市が定める期限までに必要な修正が行われない場合は、本給付金の支給を辞退したとみなします。

上記内容に相違ありません。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____ (_____)

※日中に連絡可能な電話番号を記載してください。

※必ず裏面もご確認ください。

■受給する口座（①～③のいずれかを選んで、左の口に『✓』を記入してください。）

<input type="checkbox"/>	①公金受取口座で受給します。 ※マイナンバーカードに登録済みの口座です。
<input type="checkbox"/>	②綾部市価格高騰重点支援給付金（7万円）を受給した口座で受給します。

※口座を既に解約しているなどの理由で上記口座とは異なる口座への振込みを希望される場合は、以下の欄に記入してください。
（長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

<input type="checkbox"/>	③下記の口座への振込みを希望します。（※振込先金融機関口座等書類の添付が必要）				
金融機関名		支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書きください。	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 4.信連 7.信漁連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協		本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関番号		店番			

（注）金融機関で口座が作れない等、どうしても口座振替による受取ができない方は、綾部市役所（ 担当）（0773-42- ）までお問い合わせください。

振込先金融機関口座確認書類貼付箇所

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

受給する口座について、③に記入した口座への振込みを希望される場合は、この欄に確認書類を貼付してください。

※①、②への振込みを希望される場合は不要です。

本人確認書類貼付箇所

運転免許証、マイナンバーカード(表面)、パスポート等顔写真付きのもの写し（いずれか1枚）
上記以外は、健康保険証、年金手帳、介護保険証等の写し(いずれか2つ以上)を貼付してください。
（注意）健康保険証は、保険番号及び記号・番号が見えないようにマスキングしたものの写しを貼付してください。

様式第2号(第5条関係)

綾部市非課税世帯臨時特別給付金(こども加算分)申請書兼請求書

申請日 年 月 日

綾部市長 様

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名		生年月日	現住所
		年 月 日	電話 ()
マイナンバー		※日中に連絡可能な電話番号を記載してください。	

2. 申請者が扶養している18歳以下の児童の状況

※令和5年12月1日から令和6年3月31日までに出生した児童又は申請者と別世帯だが申請者が扶養している平成17年4月2日から令和6年3月31日までに出生した児童

	(フリガナ) 氏名	申請者との 続柄	マイナンバー	世帯主と住所が異なる場合は住所を記載
	生年月日			
1				
2				
3				
4				
5				

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者名義の口座)

- 公金受取口座で受給します。 ※マイナンバーカードに登録済みの口座です。
- 綾部市価格高騰重点支援給付金(7万円)を受給した口座で受給します。

※口座を既に解約しているなどの理由で上記口座とは異なる口座への振込みを希望される場合は、以下の欄に記入してください。

【受取口座記入欄】※長期間入金のない口座を記入しないでください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでご記入ください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード	1 普通 2 当座		

※ 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受取ができない方は、綾部市役所() (0773-42-3280(代)) までお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、誓約・同意する場合は、口に『✓』を記入(チェック)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

綾部市非課税世帯臨時特別給付金(こども加算分)(以下「給付金(こども加算分)」という。)の支給要件に該当します。

※ 給付金(こども加算分)の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① 綾部市価格高騰重点支援給付金(7万円給付)を受給しました。
※現時点で、本市において、上記給付金の支給を申請中の方を含みます。
- ② 給付金(こども加算分)の支給要件の該当性等を審査するために、公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ③ この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金(こども加算分)の請求書として取り扱います。
- ④ 市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(こども加算分)が支給されないことに同意します。
- ⑤ 給付金(こども加算分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(こども加算分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(こども加算分)を返還します。

振込先金融機関口座確認書貼付箇所

(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し)

表面で、新たな口座への振込みを希望された場合は、ここに確認書類を添付してください。

綾部市価格高騰重点支援給付金(7万円)を受給した口座への振込みを希望される場合は不要です。

本人確認書類貼付箇所

運転免許証、マイナンバーカード(表面)、パスポート等顔写真付きのもの(いずれか1枚)

上記以外は、健康保険証、年金手帳、介護保険証等の写し(いずれか2つ以上)を貼付してください。

(注意)健康保険証は、保険番号及び記号・番号が見えないようにマスキングしたものの写しを貼付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

綾部市告示第 20 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条の規定に基づき、令和 6 年 2 月 26 日綾部市議会定例会を綾部市に招集する。

令和 6 年 2 月 19 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市告示第 2 1 号

綾部市医療機関エネルギー価格高騰対策交付金交付要綱（令和 5 年綾部市告示第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 2 条第 1 号中「、ガス、ガソリン、軽油、灯油、重油及び混合油」を「又はガス」に改める。

第 3 条中「の各号」を削り、「すべて」を「全て」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

- (2) 令和 5 年 4 月から令和 6 年 1 月までの期間（以下「対象期間」という。）及び令和 4 年 4 月から令和 5 年 1 月までの期間（以下「前年度期間」という。）又は令和 3 年 4 月から令和 4 年 1 月までの期間（以下「前々年度期間」という。）に、エネルギーの使用実績があること。

第 3 条に次の 1 号を加える。

- (4) 対象期間のエネルギー単価について、前年度期間又は前々年度期間のエネルギー単価と比較し、増額となっていること。

第 4 条を次のように改める。

（交付金の額）

第 4 条 交付金の額は、別表のとおりとする。ただし、エネルギー価格高騰に対する別の補助金等の交付を受けた場合又は受けると見込まれる場合は、その額を控除した額とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 4 条関係）

対 象 医 療 機 関	交 付 金 の 額	
	1 施設当たり	1 床当たり
病院	5 0 万円	5 万円を加算
診療所	1 8 万円	有床の場合、5 万円を加算
歯科診療所	1 8 万円	
調剤薬局	1 5 万円	

様式第 1 号中「前年度中と今年度中の月別使用量及び」を「前年度中又は前々年度中及び今年度中の月別使用量並びに」に、「、ガス、ガソリン、軽油、灯油、重油、混合油」を「又はガス」に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

綾部市公告第 1 1 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 1 0 条の 6 第 2 項の規定により綾部市森林整備計画を変更したいので、同法第 1 0 条の 6 第 4 項において準用する同法第 6 条第 1 項及び第 1 0 条の 5 第 7 項の規定により次のとおり公告し、当該計画の変更案を縦覧に供する。

なお、当該計画の変更案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、綾部市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和 6 年 2 月 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 縦覧場所

綾部市役所農林商工部林政課

2 縦覧期間

令和 6 年 2 月 9 日から令和 6 年 3 月 4 日まで

綾部市公告第 1 2 号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、5 災第 2917 号、2923 号黒谷川外 1 川 1 線河川道路災害復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 6 年 2 月 1 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 5 1 1 8 号
- (2) 工 事 名 5 災第 2917 号、2923 号黒谷川外 1 川 1 線河川道路災害復旧工事
- (3) 工事場所 綾部市黒谷町外 (別添位置図参照)
- (4) 工事概要
- 5 災第 2917 号 L = 8. 0 m (左岸 L = 8. 0 m)
- コンクリートブロック積 A = 2 0 m²
- 小口止 N = 2 箇所
- すり付け工 (石積) A = 6 m²
- 縮切排水工 一式
- 5 災第 2918 号 L = 3. 0 m (右岸 L = 3. 0 m)
- コンクリートブロック積 A = 6 m²
- 小口止 N = 2 箇所
- すり付け工 (石積) A = 5 m²
- 縮切排水工 一式
- 5 災第 2923 号 L = 1 6 2. 6 m
- 袋詰玉石 (2 t) N = 7 5 袋
- 水叩きコンクリート工 V = 5 m³
- 河床ブロック撤去工 V = 1 4 m³
- 縮切排水工 一式
- 黒谷川河川災害復旧工事 (単費災) L = 7. 5 m (右岸 L = 7. 5 m)
- コンクリートブロック積 A = 2 3 m²
- 小口止 N = 2 箇所
- 市道黒谷線道路災害復旧工事 (単費災) L = 1 1. 3 m
- 耐候性大型土のう N = 2 4 袋
- 植生シート工 A = 4 6 m²
- (5) 予定工期 令和 6 年 3 月 1 3 日から
令和 6 年 3 月 3 1 日まで (1 9 日間)

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和5年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のA1等級又はA等級で登録されており、令和5年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和4年1月1日から令和4年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年2月13日（火）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,740円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年2月16日（金）午前9時から午後6時まで

令和6年2月19日（月）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で2月16日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年2月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和6年2月26日（月）から
令和6年2月27日（火）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和6年2月29日（木）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和6年3月5日（火）午前9時から午後6時まで
令和6年3月6日（水）午前9時から午後2時まで
- ただし、紙入札者の提出は3月5日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、3月6日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年3月7日（木）午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。

(2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

(3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。

(4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。

(5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)
FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)
E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)
2	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)
3	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)
4	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)
5	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

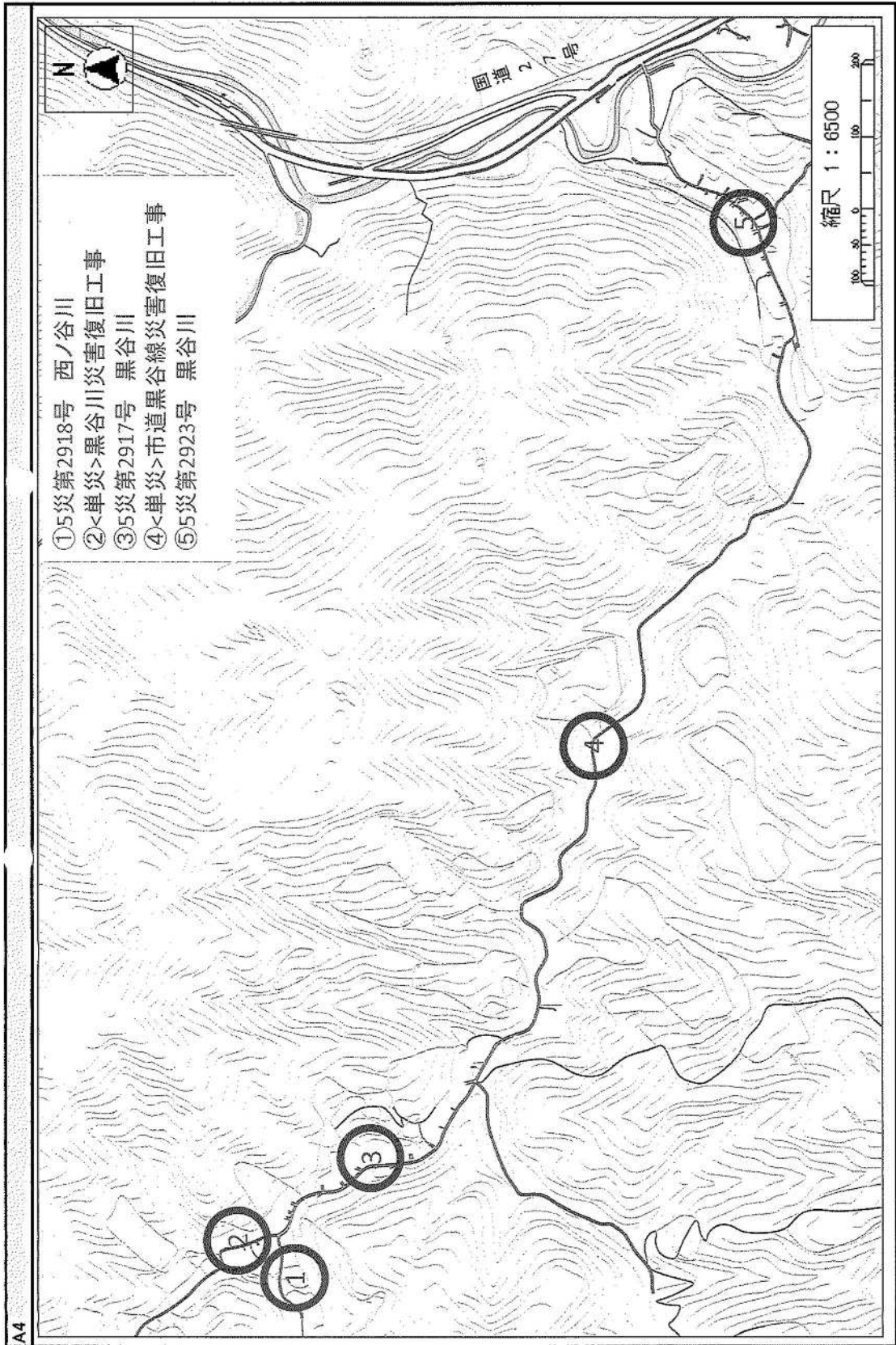
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第13号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、遠坂川河川整備工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和6年2月13日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第505 119号 |
| (2) 工 事 名 | 遠坂川河川整備工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市白道路町 (別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | L = 46.4 m
かごマット工 A = 131 m ²
小口止工 N = 2箇所
すり付け工 (石積) A = 8 m ²
護床工 (ふとんかご) L = 38 m
工事用道路 (敷鉄板) L = 166 m
締切排水工 一式 |
| (5) 予定工期 | 令和6年3月13日から
令和6年3月31日まで (19日間) |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和5年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のA1等級又はA等級で登録されており、令和5年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和4年1月1日から令和4年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年2月13日（火）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は740円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年2月16日（金）午前9時から午後6時まで

令和6年2月19日（月）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で2月16日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年2月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和6年2月26日（月）から

令和6年2月27日（火）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること

としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和6年2月29日（木）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和6年3月5日（火）午前9時から午後6時まで
令和6年3月6日（水）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は3月5日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、3月6日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年3月7日（木）午前9時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本案件の技術者等の配置については、災害復旧工事と同じ扱いとします。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

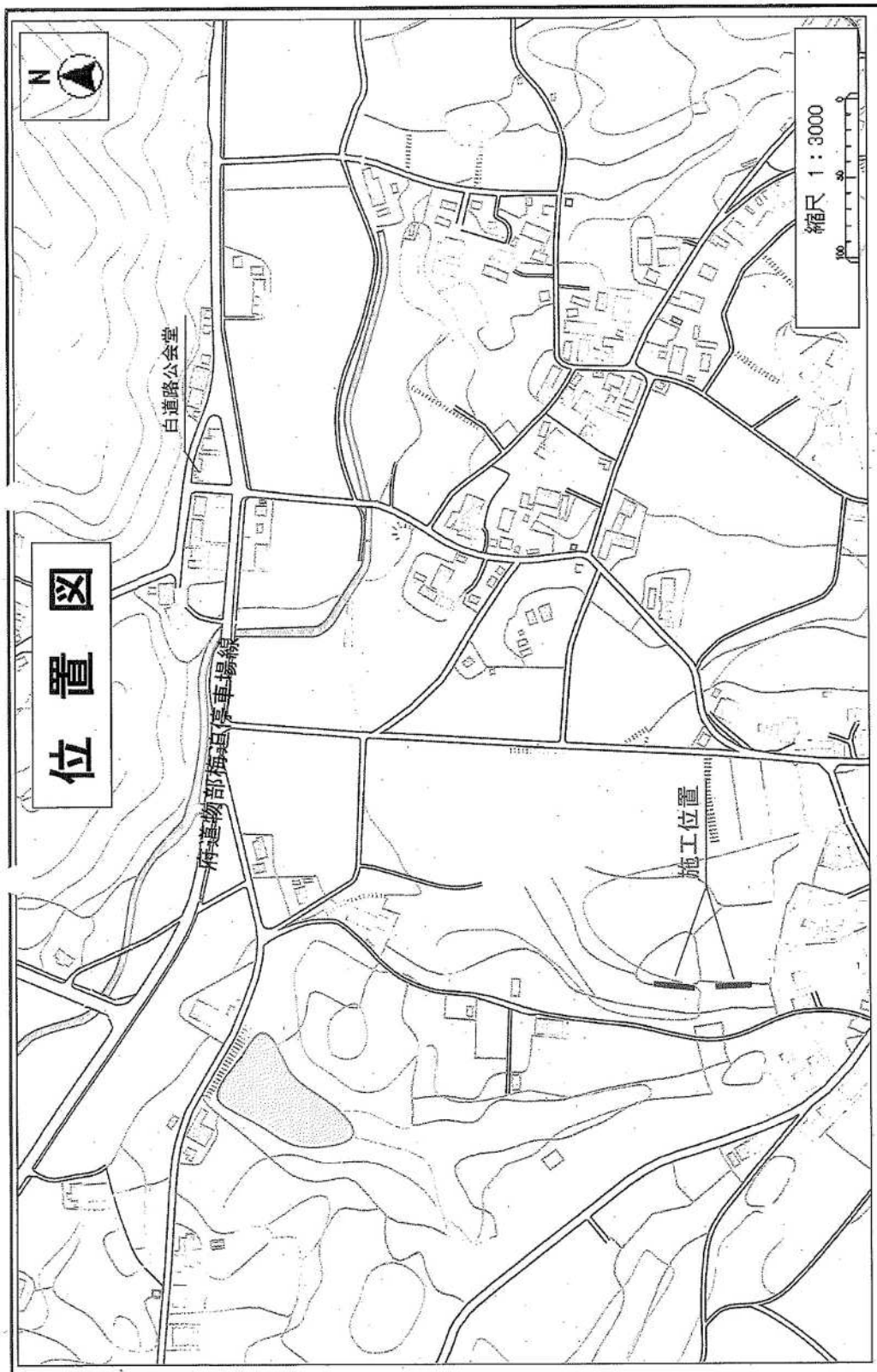
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第14号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、市道入江線外2線法面整備工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和6年2月13日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第505 120号 |
| (2) 工 事 名 | 市道入江線外2線法面整備工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市八津合町外（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | <p>市道入江線 L=26.2m W=2.3m~2.9m
 コンクリートブロック積 A=37㎡
 小口止 N=2箇所
 取付工（石積） A=2㎡
 アスファルト舗装 A=13㎡
 縮切排水工 一式</p> <p>市道下河原葛尾線 L=16m W=4.0m~4.4m
 コンクリートブロック積 A=34㎡
 小口止 N=2箇所
 取付工（石積） A=7㎡
 植生シート工 A=19㎡
 工事用道路（敷砂利） L=50m</p> <p>市道井根竹ノ下線 L=6m W=2.9m~3.1m
 コンクリートブロック積 A=21㎡
 小口止 N=2箇所
 取付工（石積） A=11㎡
 コンクリート舗装 A=6㎡
 縮切排水工 一式</p> |
| (5) 予定工期 | <p>令和6年3月13日から
 令和6年3月31日まで（19日間）</p> |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和5年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のA1等級

又はA等級で登録されており、令和5年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。

- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和4年1月1日から令和4年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年2月13日（火）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,540円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年2月16日（金）午前9時から午後6時まで

令和6年2月19日（月）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で2月16日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年2月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和6年2月26日（月）から
令和6年2月27日（火）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和6年2月29日（木）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和6年3月5日（火）午前9時から午後6時まで
令和6年3月6日（水）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は3月5日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、3月6日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Acceptor/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年3月7日（木）午前10時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。

(2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

(3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。

(4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。

(5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

(6) 本案件の技術者等の配置については、災害復旧工事と同じ扱いとします。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

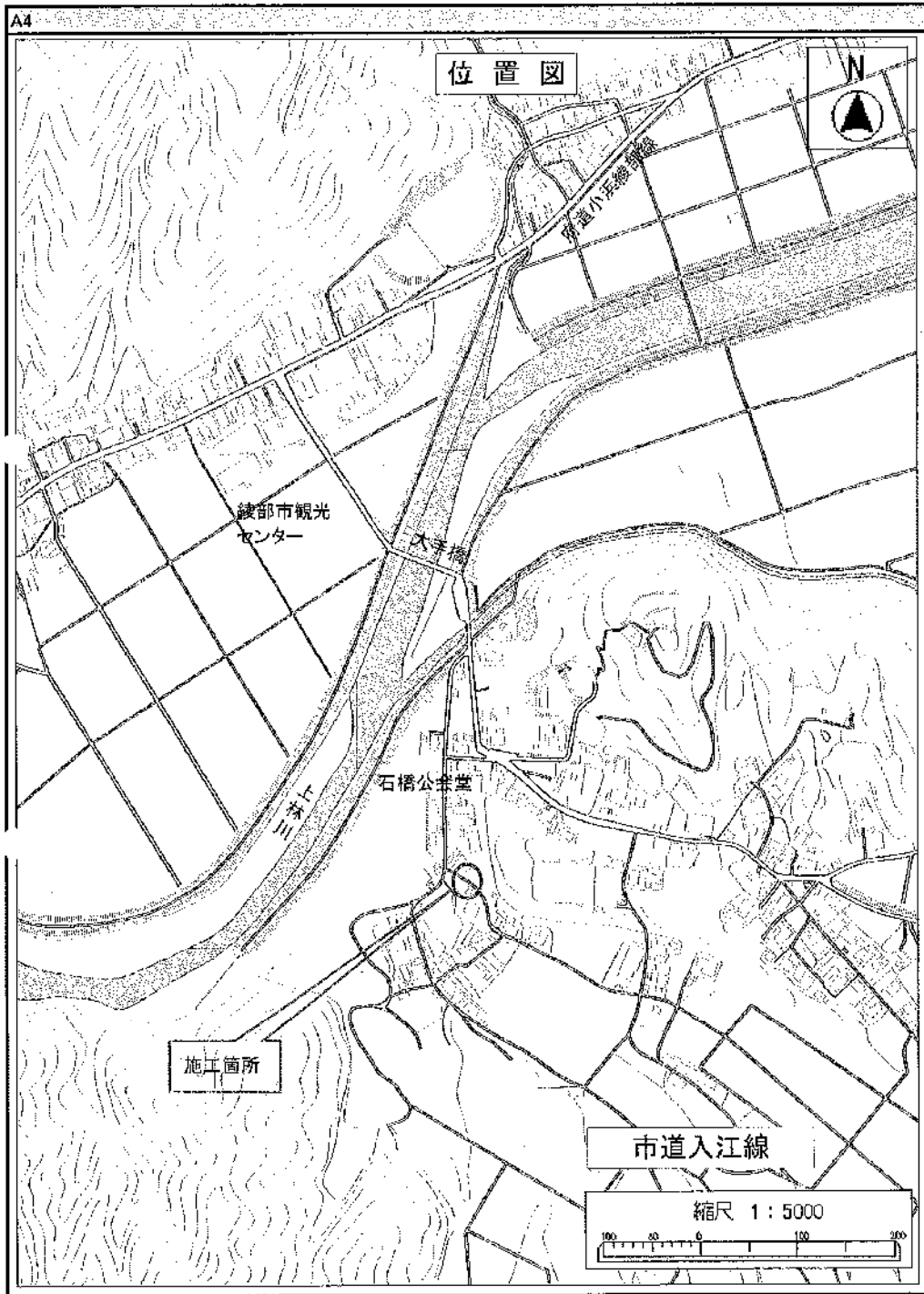
2) 主任技術者

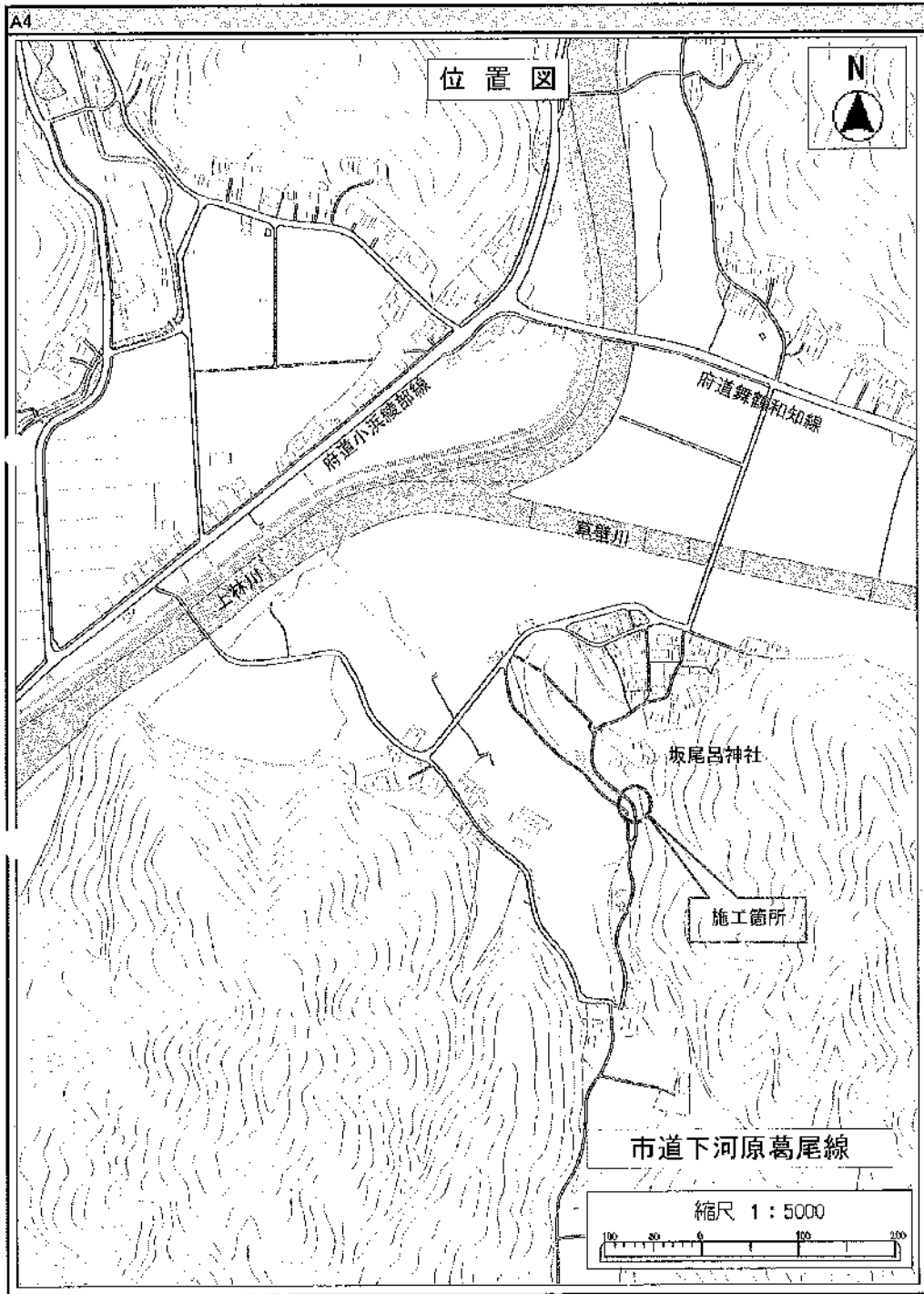
- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

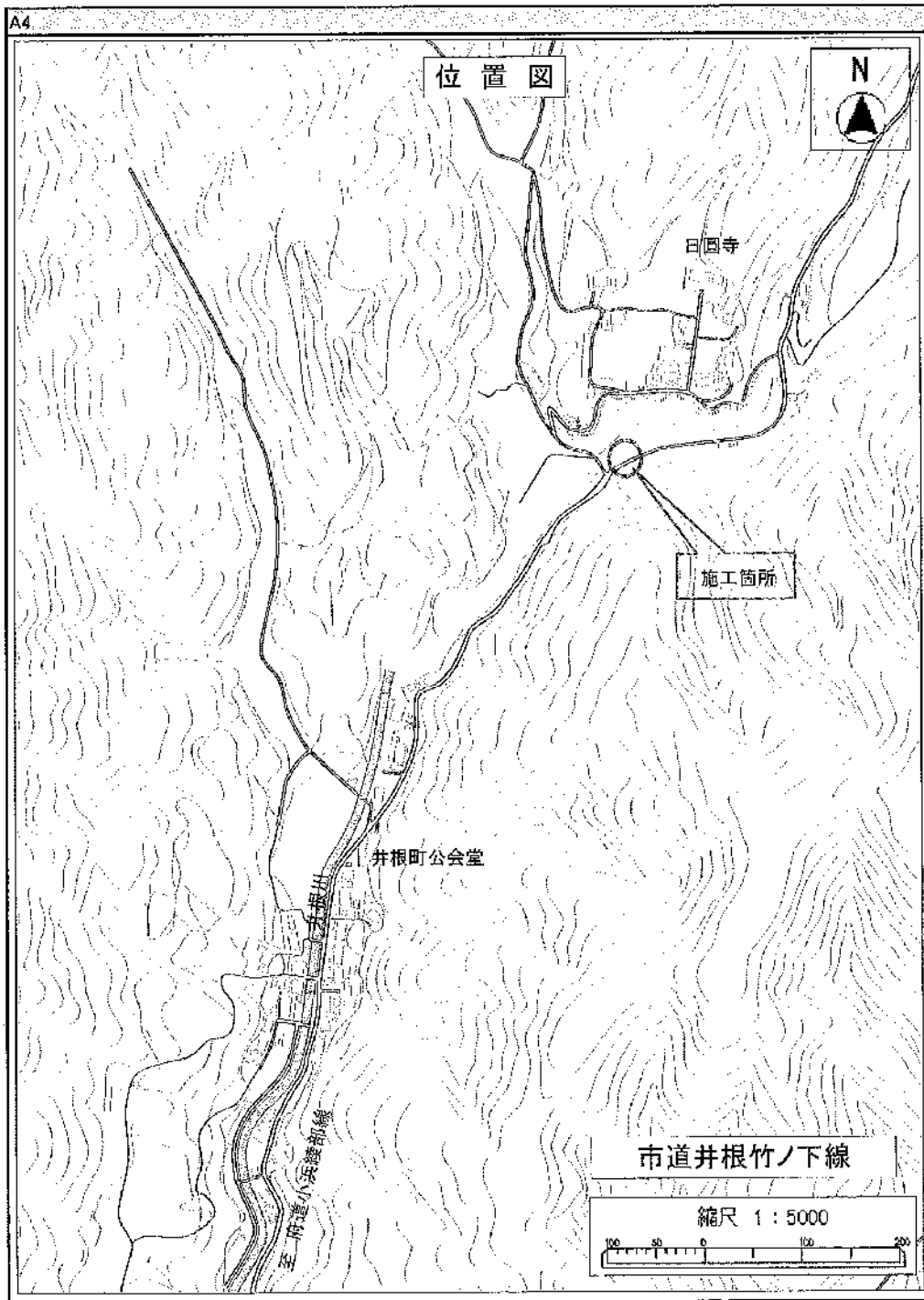
3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
 - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。







綾部市公告第 15 号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、5 災第 2928 号市道坊口金河内線外 1 線 1 川道路河川災害復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 6 年 2 月 13 日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 505 121 号
- (2) 工 事 名 5 災第 2928 号市道坊口金河内線外 1 線 1 川道路河川災害復旧工事
- (3) 工事場所 綾部市坊口町外 (別添位置図参照)
- (4) 工事概要
- 5 災第 2928 号 L = 5.0 m W = 3.4 ~ 3.7 m
 コンクリートブロック積 A = 8 m²
 小口止 N = 2 箇所
 取付工 (石積) A = 5 m²
 アスファルト舗装 A = 2 m²
- 5 災第 2933 号 L = 19.0 m W = 3.1 m (2 工区)
 コンクリートブロック積 A = 27 m²
 小口止 N = 4 箇所
 取付工 (石積) A = 7 m²
 植生シート A = 47 m²
- 尾ノ内川河川災害復旧工事 (単費分) L = 27.6 m (左岸
 L = 9.0 m 右岸 L = 18.6 m)
 かごマット (4 段積型) A = 14 m²
 かごマット (3 段積型) A = 3 m²
 大型土のう N = 39 袋
 護岸工 (石積) A = 0.7 m²
 植生シート工 A = 2 m²
 締切排水工 一式
- 市道金河内八幡 1 号線道路災害復旧工事 (単費分) L = 19.0 m W = 3.1 m
 掘削 ルーズ V = 8 m³
 残土処分 V = 6 m³
- (5) 予定工期 令和 6 年 3 月 13 日から
 令和 6 年 3 月 31 日まで (19 日間)

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和5年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、令和5年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和4年1月1日から令和4年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年2月13日（火）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,630円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年2月16日（金）午前9時から午後6時まで

令和6年2月19日（月）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で2月16日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年2月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和6年2月26日（月）から
令和6年2月27日（火）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和6年2月29日（木）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和6年3月5日（火）午前9時から午後6時まで
令和6年3月6日（水）午前9時から午後2時まで
- ただし、紙入札者の提出は3月5日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、3月6日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年3月7日（木）午前10時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。

(2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

(3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。

(4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。

(5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)
FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)
E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

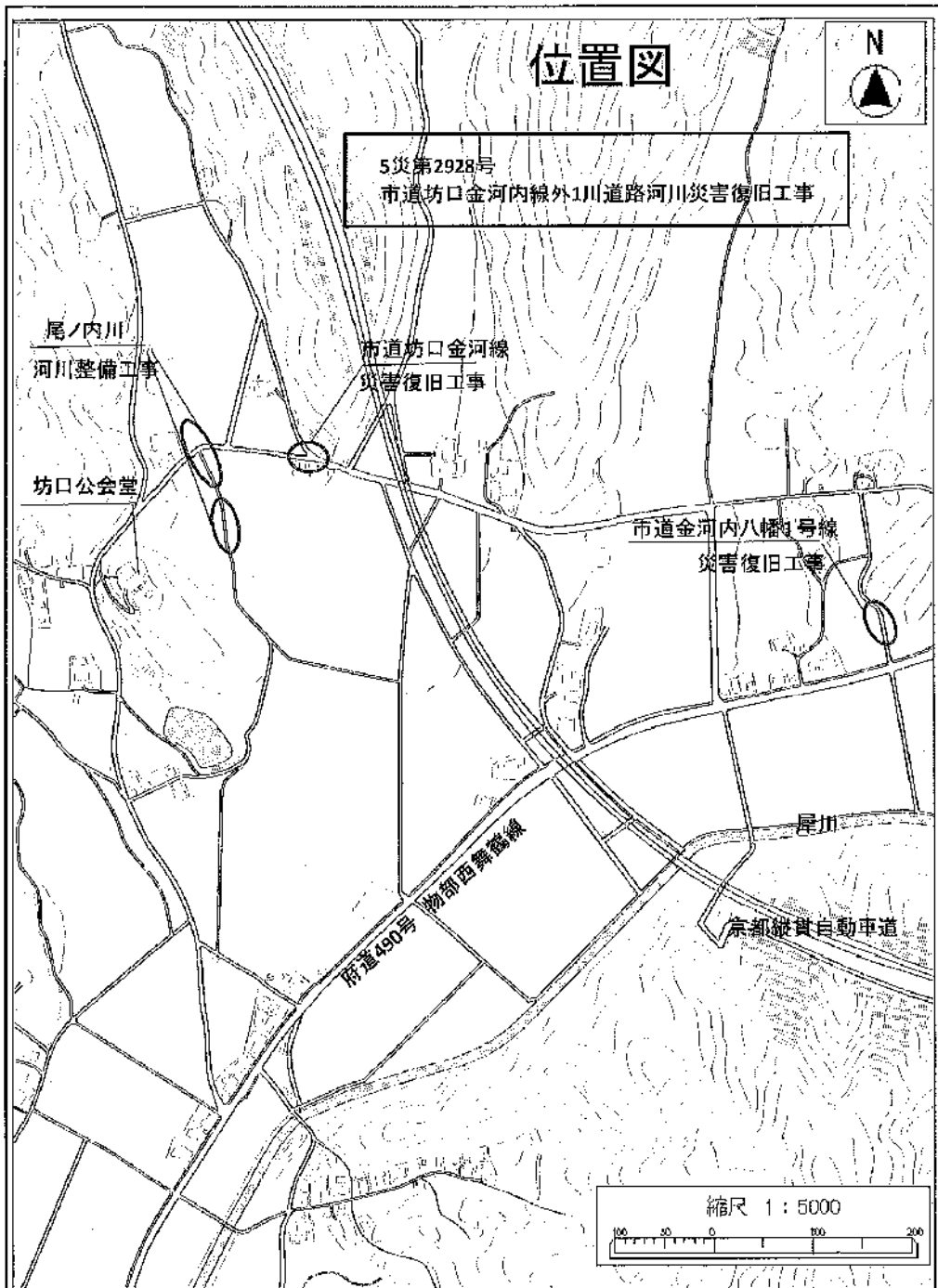
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
 - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 1 6 号

旧農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

令和 6 年 2 月 1 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市農業委員会事務局
- 2 縦覧期間 令和 6 年 2 月 1 5 日から令和 6 年 2 月 2 9 日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

綾部市公告第18号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、5 災第 2919 号上杉川河川災害復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和6年2月27日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第505 123号 |
| (2) 工 事 名 | 5 災第 2919 号上杉川河川災害復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市高槻町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 5 災第 2919 号 L = 64 m（左岸 L = 40 m 右岸 L = 40
・ 8 m）（3 工区）
コンクリートブロック積 $A = 195 \text{ m}^2$
床止めコンクリート $V = 6 \text{ m}^3$
袋詰玉石（2 t） N = 17 袋
構造物取壊し工 $V = 70 \text{ m}^3$
工事用道路（敷砂利） L = 68 m
縮切排水工 一式 |
| (5) 予定工期 | 令和6年3月27日から
令和6年3月31日まで（5日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和5年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のA1等級又はA等級で登録されており、令和5年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和4年1月1日から令和4年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年2月27日（火）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は640円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年3月1日（金）午前9時から午後6時まで

令和6年3月4日（月）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で3月1日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年3月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和6年3月 8日（金）から

令和6年3月11日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること

としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和6年3月13日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

- ①日時 令和6年3月18日（月）午前9時から午後6時まで
令和6年3月19日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は3月18日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、3月19日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

（2）開札の日時

令和6年3月21日（木）午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら

れる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

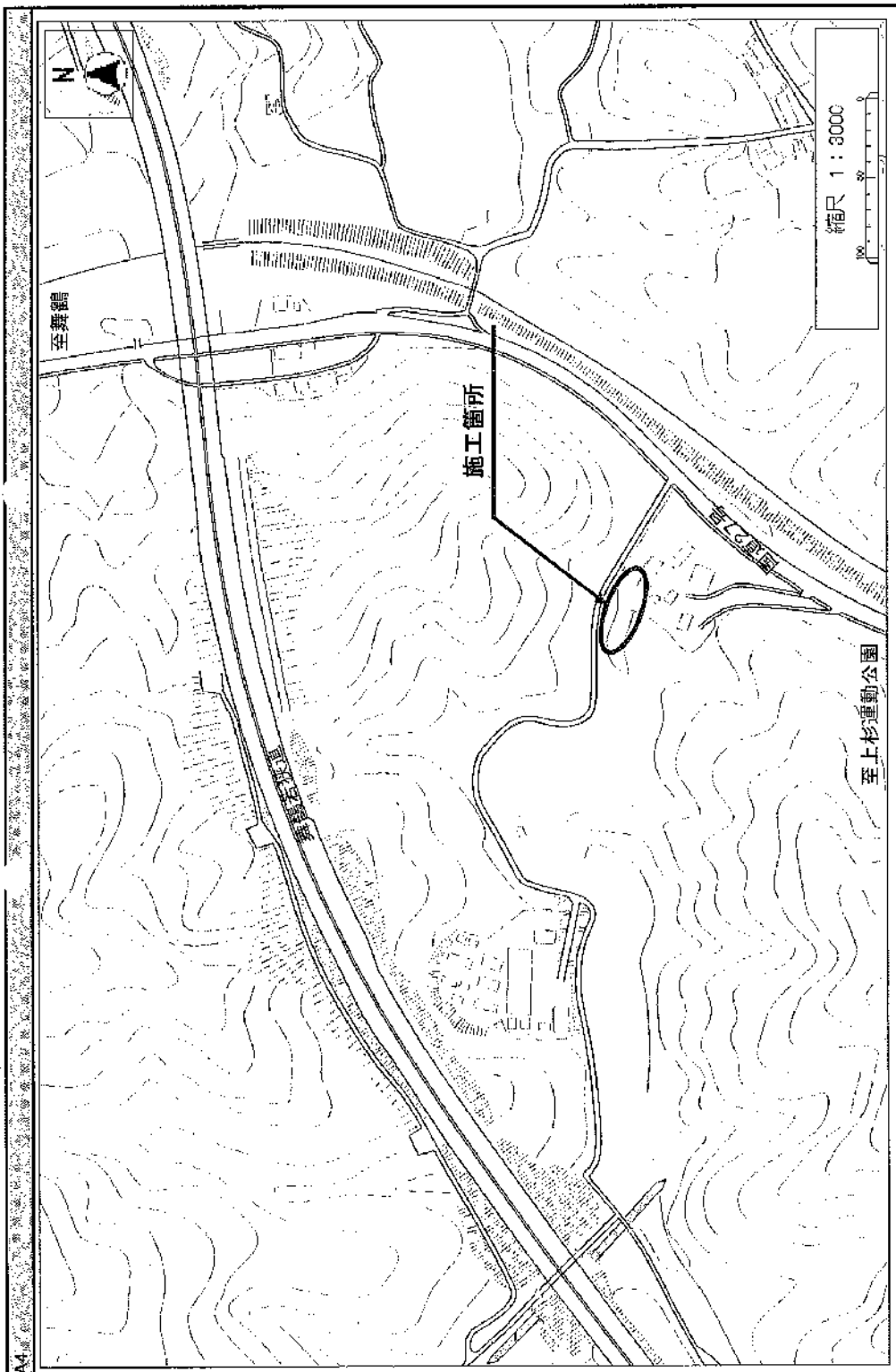
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
 - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 19 号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、5 災第 2911 号、2912 号、2913 号、2914 号中村川河川災害復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 6 年 2 月 27 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 5 1 2 4 号 |
| (2) 工 事 名 | 5 災第 2911 号、2912 号、2913 号、2914 号中村川河川災害復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市西方町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | <p>5 災第 2911 号 L = 5 m（右岸 L = 5. 0 m）</p> <p>かごマット（多段積型） A = 9 m²</p> <p>小口止 N = 1 箇所</p> <p>すりつけ工（石積） A = 0. 9 m²</p> <p>工事用道路（敷砂利） L = 1 2 m</p> <p>締切排水工 一式</p> <p>5 災第 2912 号 L = 2 1 m（右岸 L = 2 1 m）</p> <p>コンクリートブロック積 A = 5 0 m²</p> <p>小口止 N = 1 箇所</p> <p>すりつけ工（現場打ち擁壁） L = 0. 5 m</p> <p>工事用道路（敷砂利） L = 3 0 m</p> <p>工事用道路（敷鉄板） L = 4 0 m</p> <p>締切排水工 一式</p> <p>5 災第 2913 号 L = 7 m（右岸 L = 7 m）</p> <p>現場打ち水路 L = 7 m</p> <p>小口止 N = 1 箇所</p> <p>工事用道路（敷鉄板） L = 2 5 m</p> <p>締切排水工 一式</p> <p>5 災第 2914 号 L = 3 0 m（右岸 L = 3 0 m）（2 工区）</p> <p>かごマット（多段積型） A = 7 2 m²</p> <p>小口止 N = 2 箇所</p> <p>すりつけ工（石積） A = 6 m²</p> <p>工事用道路（敷鉄板） L = 4 0 m</p> <p>締切排水工 一式</p> |

中村川河川災害復旧工事（単費分） L = 2 1 7 m（6工区）
土砂浚渫 V = 1 6 7 m³
小型重力式擁壁 L = 6 m
張コンクリート A = 3 6 m²
工事用道路（敷鉄板） L = 1 9 6 m
縮切排水工 一式

- (5) 予定工期 令和6年3月27日から
令和6年3月31日まで（5日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和5年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のA1等級又はA等級で登録されており、令和5年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和4年1月1日から令和4年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

- (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

- (1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年2月27日（火）午前9時から

- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は2,140円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

- ①期間 令和6年3月1日（金）午前9時から午後6時まで
令和6年3月4日（月）午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で3月1日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年3月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和6年3月 8日（金）から
令和6年3月11日（月）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和6年3月13日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和6年3月18日（月）午前9時から午後6時まで
令和6年3月19日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は3月18日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、3月19日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年3月21日(木) 午前9時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。

(2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

(3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。

(4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。

- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名)	(氏 名)
	手持工事	手持工事
2	(氏 名)	(氏 名)
	手持工事	手持工事
3	(氏 名)	(氏 名)
	手持工事	手持工事
4	(氏 名)	(氏 名)
	手持工事	手持工事
5	(氏 名)	(氏 名)
	手持工事	手持工事

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

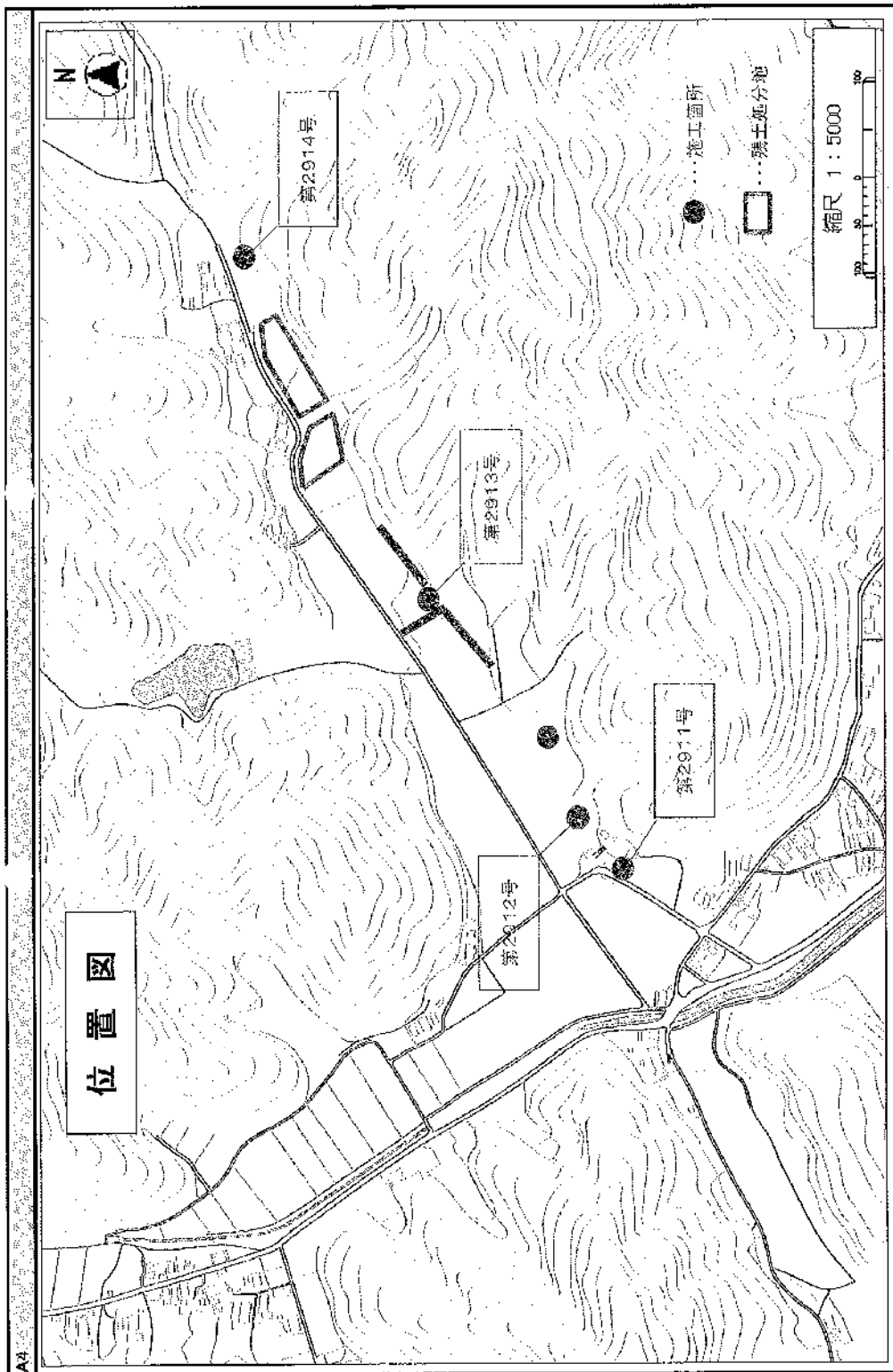
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第20号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、5 災第 2926 号市道白道路仁和線外1線1川道路河川災害復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和6年2月27日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第505 125号 |
| (2) 工 事 名 | 5 災第 2926 号市道白道路仁和線外1線1川道路河川災害復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市志賀郷町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | <p>5 災第 2926 号 L = 26.0 m W = 3.4 ~ 3.5 m
 コンクリートブロック積 A = 36 m²
 小口止 N = 2 箇所
 取付工（石積） A = 3 m²
 アスファルト舗装 A = 36 m²
 植生シート工 A = 91 m²
 排水構造物工 L = 5 m</p> <p>5 災第 2927 号 L = 20.0 m W = 3.4 ~ 3.7 m
 コンクリートブロック積 A = 48 m²
 小口止 N = 2 箇所
 取付工（石積） A = 7 m²
 排水構造物工 L = 2 m
 アスファルト舗装 A = 10 m²</p> <p>5 災第 2910 号 L = 10.0 m（右岸 L = 10.0 m）
 コンクリートブロック積 A = 24 m²
 小口止 N = 2 箇所
 すりつけ工（石積） A = 7 m²
 締切排水工 一式</p> |
| (5) 予定工期 | 令和6年3月27日から
令和6年3月31日まで（5日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和5年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のA1等級又はA等級で登録されており、令和5年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和4年1月1日から令和4年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年2月27日（火）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,200円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年3月1日（金）午前9時から午後6時まで

令和6年3月4日（月）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で3月1日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、

監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年3月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和6年3月 8日（金）から
令和6年3月11日（月）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和6年3月13日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和6年3月18日（月）午前9時から午後6時まで
令和6年3月19日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は3月18日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、3月19日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年3月21日（木）午前10時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1 綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276（直通）

FAX番号 0773-42-4406（代表）

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

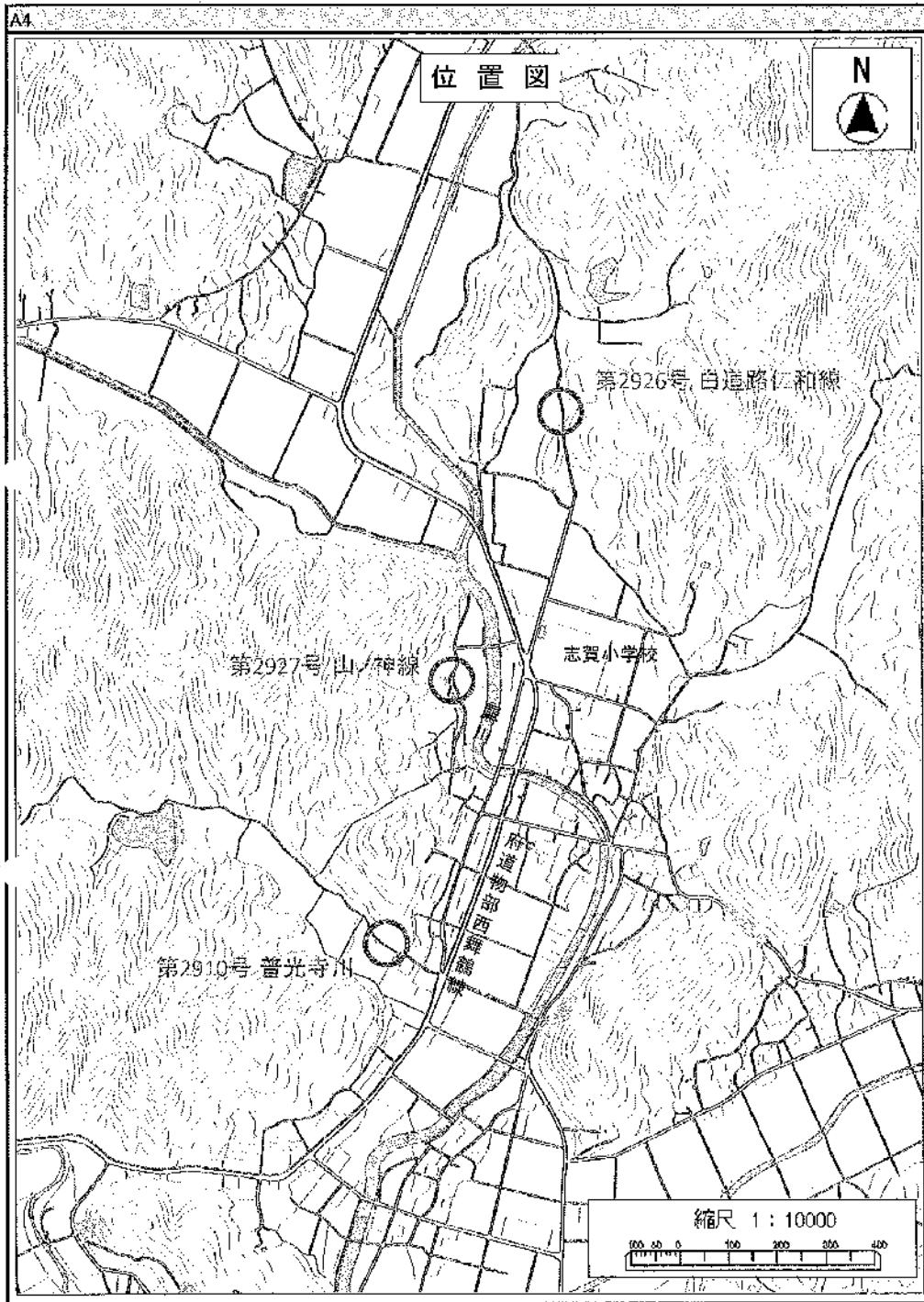
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
 - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 2 1 号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、5 災第 2930 号市道立貝線外 2 線道路災害復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 6 年 2 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 5 1 2 6 号 |
| (2) 工 事 名 | 5 災第 2930 号市道立貝線外 2 線道路災害復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市西坂町 (別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | <p>5 災第 2930 号 L = 7. 0 m W = 3. 4 ~ 3. 6 m</p> <p>コンクリートブロック積 A = 1 3 m²</p> <p>小口止 N = 2 箇所</p> <p>取付工 (石積) A = 5 m²</p> <p>アスファルト舗装 A = 3 m²</p> <p>5 災第 2931 号 L = 7. 0 m W = 3. 0 ~ 3. 5 m</p> <p>コンクリートブロック積 A = 1 1 m²</p> <p>小口止 N = 2 箇所</p> <p>取付工 (石積) A = 4 m²</p> <p>アスファルト舗装 A = 3 m²</p> <p>5 災第 2932 号 L = 1 1. 0 m W = 4. 5 m</p> <p>コンクリートブロック積 A = 2 6 m²</p> <p>小口止 N = 1 箇所</p> <p>取付工 (石積) A = 3 m²</p> <p>アスファルト舗装 A = 5 m²</p> |
| (5) 予定工期 | <p>令和 6 年 3 月 2 7 日から</p> <p>令和 6 年 3 月 3 1 日まで (5 日間)</p> |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 5 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の B 等級で登録されており、令和 5 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外

措置を受けていないこと。

- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和4年1月1日から令和4年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年2月27日（火）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,200円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年3月1日（金）午前9時から午後6時まで

令和6年3月4日（月）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で3月1日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年3月上旬に電子入札シ

システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和6年3月 8日（金）から
令和6年3月11日（月）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和6年3月13日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和6年3月18日（月）午前9時から午後6時まで
令和6年3月19日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は3月18日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、3月19日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Acceptor/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年3月21日（木）午前10時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。

(2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

(3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。

(4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。

(5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続きを行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

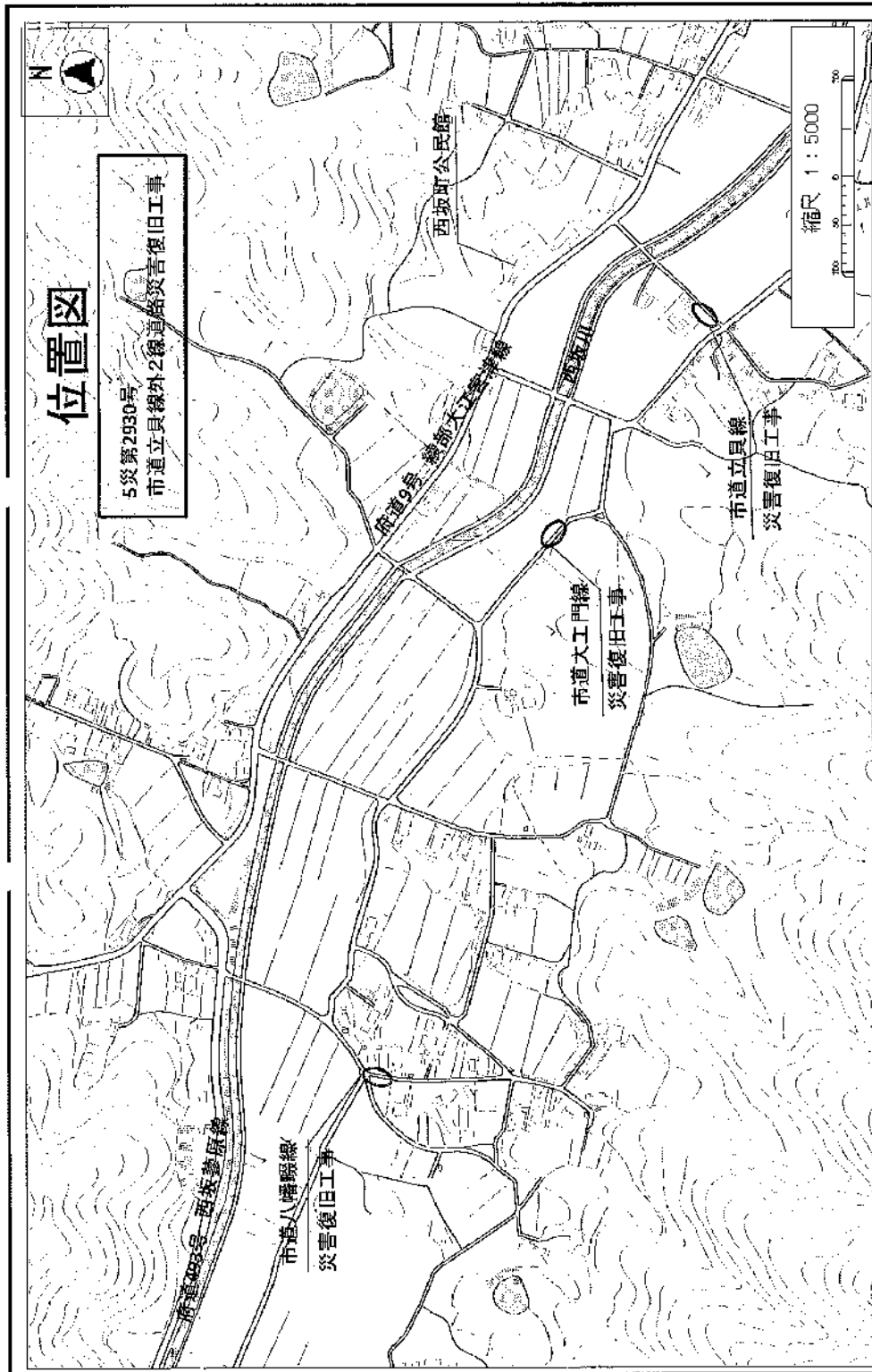
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 2 2 号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、澗垣川外 1 線河川道路災害復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 6 年 2 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 5 1 2 7 号
- (2) 工 事 名 澗垣川外 1 線河川道路災害復旧工事
- (3) 工事場所 綾部市澗垣町（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 澗垣川河川災害復旧工事 L = 1 0 7 . 2 m
土砂浚渫工 V = 1 5 6 m³
締切排水工 一式
市道中山澗垣線法面整備工事 L = 7 . 7 m W = 2 . 8 ~ 3 . 3 m
耐候性大型土のう N = 1 3 袋
植生シート工 A = 3 2 m²
- (5) 予定工期 令和 6 年 3 月 2 7 日から
令和 6 年 3 月 3 1 日まで（5 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 5 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の B 等級で登録されており、令和 5 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年2月27日（火）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は640円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年3月1日（金）午前9時から午後6時まで

令和6年3月4日（月）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で3月1日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年3月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和6年3月 8日（金）から

令和6年3月11日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること

としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和6年3月13日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

①日時 令和6年3月18日（月）午前9時から午後6時まで
令和6年3月19日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は3月18日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、3月19日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

（2）開札の日時

令和6年3月21日（木）午前10時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら

れる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)
2	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)
3	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)
4	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)
5	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

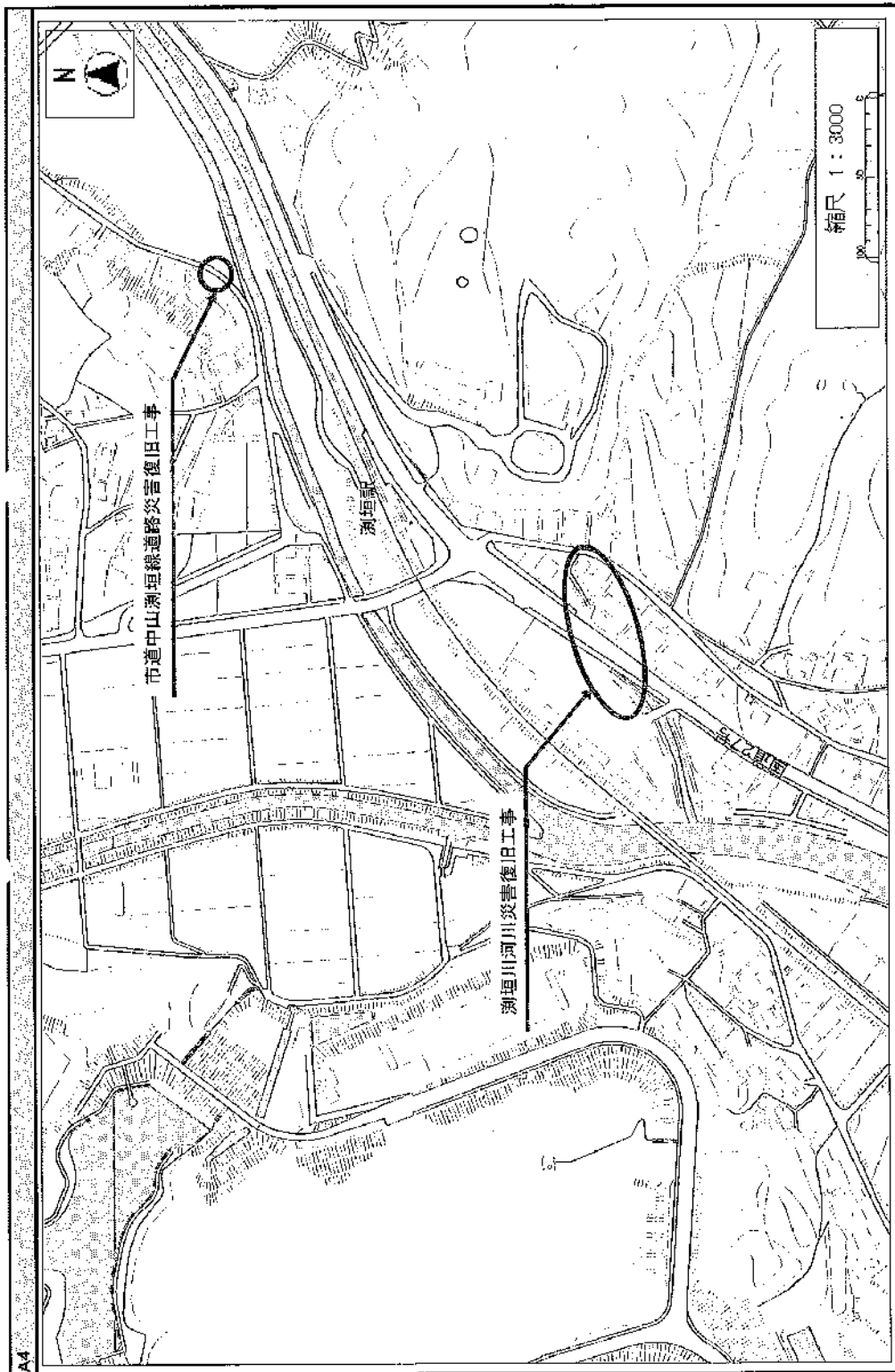
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
 - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 2 3 号

綾部市立病院医師宿舎及び市有地の売却について、条件付き一般競争入札に付することとしたので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 6 年 3 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 入札に付する市有財産

【土地】

所 在	地 番	地 目	地 積
綾部市青野町鶉ノ目	11 番 38	宅 地	258.47 m ²

【建物】

所 在	家屋 番号	種 類	構 造	床面積
綾部市青野町鶉ノ目	11 番 38	居 宅	軽量鉄骨スレート ぶき 2 階建	1 階 83.10 m ²
				2 階 46.93 m ²

2 入札参加者の資格等

別紙「綾部市立病院医師宿舎売却実施要領」に定めるとおり。

令和5年度

綾部市立病院医師宿舍

売却実施要領

(条件付き一般競争入札)

綾 部 市

条件付き一般競争入札参加要領

綾部市立病院医師宿舎及び市有地について、この要領により実施しますので、入札参加を希望する方は、以下の各事項をご確認の上、お申込みください。

◆入札物件（土地及び医師宿舎）

【土地】

所 在	地 番	地 目	地 積	予定価格 (最低売却価格)
綾部市青野町鶉ノ目	11 番 38	宅 地	258.47 ㎡	9,750,000 円

【建物】

所 在	家屋 番号	種 類	構 造	床面積	予定価格 (最低売却価格)
綾部市青野町鶉ノ目	11 番 38	居 宅	軽量鉄骨スレート ぶき 2 階建	1 階 83.10 ㎡ 2 階 46.93 ㎡	2,200,000 円

◆予定価格（最低売却価格） 金 11,950,000 円

◆本物件取得後の必須条件

入札物件の売買契約において、次の条件を付し、これを遵守しなければならないこと。

- (1) 令和 5 年 4 月 1 日時点で、綾部市立病院に医師として勤務し、令和 6 年 4 月 1 日以降も当該住居に居住し勤務する者。
- (2) 綾部市立病院の病院理念に基づき、綾部市の医療技術の向上に努める者。

◆入札参加者の資格等

次のいずれかに該当する方は、入札に参加することができません。

- ア 契約を締結する能力を有しない者
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者
- エ 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当し 3 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- オ 綾部市暴力団排除条例（平成 2 4 年綾部市条例第 3 7 号）第 2 条第 3 号及び第 4 号に掲げる者
- カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 4 7 号）第 5 条及び第 8 条の規定による処分を受けている団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- キ この参加要領を遵守しない者
- ク 綾部市税の滞納がある者
- ケ 上記「本物件取得後の必須条件」を遵守できない者

◆入札参加の申込み

1 申込方法

- (1) 入札参加申込書(様式1)に次の必要書類を添えて、持参又は書留郵便で送付してください。
 - ア 印鑑登録証明書
 - イ 住民票
 - ウ 誓約書(様式2)
 - エ 綾部市税の滞納がないことの証明書 ※綾部市に納税義務のある方のみ
 - オ 医師免許
- (2) 郵送による申込みの場合、受付完了後送付する書類がありますので、84円切手を貼付した返信用封筒(長形3号)に宛名を記入したものを同封してください。
- (3) 落札後、共有名義での登記を希望される場合、共有者全員の氏名を申込書に記載し、全員分の必要書類を添えてください。
- (4) 各種証明書は申込み時において1か月以内に発行されたものに限りません。
- (5) 提出した書類は、返還できません。

2 申込期間

令和6年3月4日(月)から令和6年3月14日(木)まで ※郵送の場合は期間内必着
(土日の閉庁日を除く午前9時から正午、午後1時から午後5時まで)

3 申込先

〒623-0011

京都府綾部市青野町東馬場下15番地の6

綾部市保健福祉センター1階

福祉保健部保健推進課管理担当

4 申込受付

- (1) 申込書類に不備等がある場合は受付できません。
- (2) 申込受付完了後、綾部市の受付印を押印した入札参加申込書(コピー)を渡します。この申込書は、入札参加資格を証するものですので、入札当日必ず持参してください。

5 留意事項

- (1) 落札後の売買契約は、入札参加申込者本人と締結することになります。したがって、所有権移転登記の名義人は入札参加申込者となり、中間省略登記には応じません。
- (2) 現地説明会は開催しません。現地確認を希望される場合は、前日までに下記お問合せ先までご相談ください。申込み前に必ず各自で物件を確認してください。(ただし、現地確認の申込日は、土曜日、日曜日及び祝日の閉庁日を除く。)
- (3) 入札参加申込者が1者のみの場合は、令和6年3月14日(木)までを、その方への優先売却期間とします。
- (4) 入札不調の場合又は上記(3)に該当し売買が成立しなかった場合は、令和6年3月18日(月)から先着順により売却します。

◆入札

- 1 日時 令和6年3月15日（金） 午前10時00分から
- 2 場所 綾部市立病院 第一会議室
- 3 入札時に持参するもの
 - ア 綾部市の受付印押印済みの入札参加申込書
 - イ 入札保証金
 - ウ 入札書（様式3）
 - エ 封筒
 - オ 印鑑 ※申込者本人の場合は実印、代理人の場合は委任状の受任者印
 - カ 委任状（様式4） ※代理人が入札する場合のみ
 - キ 筆記用具（黒又は青のボールペンか万年筆）
- 4 入札保証金
 - (1) 入札参加者は、入札金額の100分の5以上（1万円未満切上げ）の入札保証金を納付してください。
 - (2) 入札保証金は、落札者については契約保証金の一部に充当することとし、落札者以外の方については入札当日返還します。
 - (3) 契約予定日までに落札者が売買契約を締結しないときは、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、違約金として綾部市に帰属することになり返還できません。
- 5 留意事項
 - (1) 入札に参加できる方は、事前に入札参加申込みした方のみです。
 - (2) 入札には、入札参加申込者が直接参加してください。ただし、本人が入札に参加できない場合は、委任状の提出により代理人による入札参加を認めます。
 - (3) 入札参加者は、入札書に必要な事項を記載し、記名・押印（実印）及び封筒に封入割印の上、入札箱に投入してください。
 - (4) 入札を代理人に行わせる場合、代理人は、入札書に必要な事項を記載し、記名・押印（委任状の受任者印）及び封筒に封入割印の上、入札箱に投入してください。
 - (5) 入札者は、投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
 - (6) 入札に出席しなかった場合（開始時刻に間に合わなかった場合を含む。）は、棄権したものとみなします。
 - (7) 不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別な事情が生じたときは、入札を中止又は延期することがあります。
- 6 入札の無効

次のいずれかに該当する方がした入札は、無効とします。

 - ア 入札に参加する資格のない者
 - イ 同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理としての入札を含む。）をした者
 - ウ 入札に関し連合等の不正行為をした者

- エ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字が識別できない入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者
- オ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者
- カ その他入札条件に違反した者
- キ 代理人の入札において、委任状を提出しない者
- ク 上記アからキに掲げるもののほか、特に指定した事項に違反した者

7 落札者の決定

- (1) 落札者は、本市が定めた予定価格（最低売却価格）以上で、最高価格をもって入札した方とします。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした方があるときは、直ちに当該入札者によるくじ引きにより落札者を決定します。

◆契約

1 契約の締結

- (1) 落札者が落札決定通知を受けた日から5日以内に売買契約の締結を行います。
- (2) 契約書は、綾部市の書式（別途指定）によることとし、契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。

2 契約保証金

- (1) 売買契約締結と同時に、契約金額の100分の10以上（1万円未満切上げ）の契約保証金を納付してください。ただし、入札保証金を契約保証金に充当することとしているため、その差額が納付額となります。
- (2) 契約保証金は、売買代金に充当します。
- (3) 落札者が契約を履行しない場合、契約保証金は綾部市に帰属することになり、返還しません。

3 売買代金の支払

令和6年4月1日以降売り主の定める納入期日までに、売買代金と契約保証金との差額を納付してください。

◆所有権移転

- (1) 所有権は、落札者が売買代金を完納した時点で移転します。
- (2) 権利移転の登記は、売買代金の納付後、綾部市が関係機関に囑託します。
- (3) 登記に要する登録免許税は落札者の負担となります。

◆その他

- (1) 売買物件は現状のまま引渡します。
- (2) 売買契約を締結した時点で、落札者に財産に係る危険負担が移転します。したがって、売買契約締結後に発生した財産の破損、焼失など綾部市の責に帰すことのできない損害の負担は落札者が負うこととなり、売買代金の減額を請求することはできません。
- (3) 売買契約締結後、売買物件の面積の不足、品質上の問題（土壌汚染、地中埋設物及び産業廃棄物を含むが、これらに限られない。）を発見しても、売買代金の減額を請求することはできません。

- (4) 売買物件の取得に伴う不動産取得税（府税）が落札者に課税されます。
- (5) 売買物件にかかわる調査（土壌調査等）は行っておりません。
- (6) 開発などに当たっては、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）又は条例などの法令による規制がある場合がありますので、事前に関係機関に確認してください。
- (7) 綾部市は、建物・工作物の補修、撤去、立木の伐採、草刈などの負担及び調整は行いません。
- (8) 綾部市は、越境物があった場合について関与しませんので、落札者において処理してください。（契約後に判明した場合も同様です。）

◆問合せ先

福祉保健部保健推進課管理担当

電 話 0773-42-0111

メール hokensuisin@city.ayabe.lg.jp

(様式1)

入 札 参 加 申 込 書

令和 年 月 日

綾部市長 様

私は、「条件付き一般競争入札参加要領」を承諾の上、入札参加申込みをします。

申 込 者 住 所

ふりがな

氏 名

Ⓜ

注) 印鑑登録印〔実印〕を使用してください。

電話番号

1 入札物件（土地及び医師宿舎）

【土地】

所 在	地 番	地 目	地 積
綾部市青野町鶉ノ目	11 番 38	宅 地	258.47 m ²

【建物】

所 在	家屋番号	種 類	構 造	床面積
綾部市青野町鶉ノ目	11 番 38	居 宅	軽量鉄骨スレートぶき	1 階 83.10 m ²
			2 階建	2 階 46.93 m ²

2 添付書類

ア 印鑑登録証明書

イ 住民票

ウ 誓約書（様式2）

エ 綾部市税の滞納がないことの証明書 ※綾部市に納税義務のある方のみ

オ 医師免許

※ア～エの各種証明書は申込み時において1か月以内に発行されたものに限りです。

受付印

※この欄は記入しないでください。

(様式2)

誓 約 書

令和 年 月 日

綾部市長 様

住 所

氏 名

Ⓜ

注) 印鑑登録印〔実印〕を使用してください。

私は、綾部市が実施する公有財産売却に係る入札参加に当たっては、以下の事項に相違ない旨確約の上、この「条件付き一般競争入札参加要領」及び貴庁における入札、契約などに係る諸規程を厳守し、公正な入札をいたします。

もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴庁の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しません。
- 2 綾部市暴力団排除条例（平成24年綾部市条例第37号）第2条第3号及び第4号の規定に該当する者ではありません。
- 3 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員ではありません。
- 4 入札物件を購入したときは、これを上記3又は4に該当する者に譲渡又は貸与しません。
- 5 次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合すること。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げること。
 - (4) 契約の履行をしないこと。
 - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と貴庁に認められること。
 - (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること。
 - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 6 綾部市の公有財産売却に係る「入札公告」、「条件付き一般競争入札参加要領」の各条項を熟覧し、これらについてすべて承知の上参加しますので、後日これらの事柄について貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

(様式3)

入 札 書

「条件付き一般競争入札参加要領」を承諾の上、入札いたします。

入札 金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

(内訳)

土地	円
建物	円

※金額の頭に「¥」を付してください。

※金額はアラビア数字を使用してください。

※金額は消費税を含まない額を記入してください。

契約の際は、建物部分相当額に対して消費税及び地方消費税を別途ご負担いただきます。

入札物件（土地及び医師宿舎）

【土地】

所 在	地 番	地 目	地 積
綾部市青野町鶴ノ目	11 番 38	宅 地	258.47 m ²

【建物】

所 在	家屋番号	種 類	構 造	床面積
綾部市青野町鶴ノ目	11 番 38	居 宅	軽量鉄骨スレートぶき	1 階 83.10 m ²
			2 階建	2 階 46.93 m ²

令和 年 月 日

綾 部 市 長 様

住 所

氏 名

⑩

注) 代理人が入札する場合は、委任状の受任者の住所・氏名を記入してください。

注) 印鑑登録印〔実印〕を使用してください。ただし、代理人が入札する場合、

公 告

委任状の受任者印を押印してください。

(様式4)

委 任 状

綾 部 市 長 様

私は_____をもって代理人と定め、下記物件の入札に関する一切の権限を委任します。

記

【土地】

所 在	地 番	地 目	地 積
綾部市青野町鶉ノ目	11 番 38	宅 地	258.47 m ²

【建物】

所 在	家屋番号	種 類	構 造	床面積
綾部市青野町鶉ノ目	11 番 38	居 宅	軽量鉄骨スレートぶき	1 階 83.10 m ²
			2 階建	2 階 46.93 m ²

委任期間 令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

おって本委任状は、当事者双方の連署がなければ、委任の解除は効力なきものとします。

令和 年 月 日

委 任 者 住 所

氏 名

Ⓜ

注) 印鑑登録印〔実印〕を使用してください。

受 任 者 住 所

氏 名

Ⓜ

物 件 調 書

物件番号1				
土地の概要		地 目	登記面積	実測面積
所在地 綾部市青野町鶴ノ目11番38		宅 地	258.47㎡	258.47㎡
建物の概要		床面積	1階 83.10㎡	
構造 軽量鉄骨造スレートぶき2階建			2階 46.93㎡	
施設整備状況	施設	事業者		
	電気	小売電気事業者		
	上水道	綾部市上水道課		
	下水道	綾部市下水道課		
	ガス	LPガス取扱業者		
交通機関	あやべ市民バス(あやバス)「綾部市立病院」から約600m JR山陰本線「綾部駅」から徒歩17分 約1,200m			
<p>※特記事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本物件の境界は確定されています。 2 法令による土地利用制限等について、あらかじめ関係機関にご確認ください。 3 上水道の利用に当たっては、綾部市上水道課(Tel0773-42-1815)にお問合せください。 4 下水道の利用に当たっては、綾部市下水道課(Tel0773-42-4296)にお問合せください。 5 地下埋設物調査、地盤調査及び土壌汚染調査は行っていません。 				

注)この調書は、土地購入希望者が現地を確認される上での参考資料です。

注)申し込まれる前に必ず現地をご確認ください。

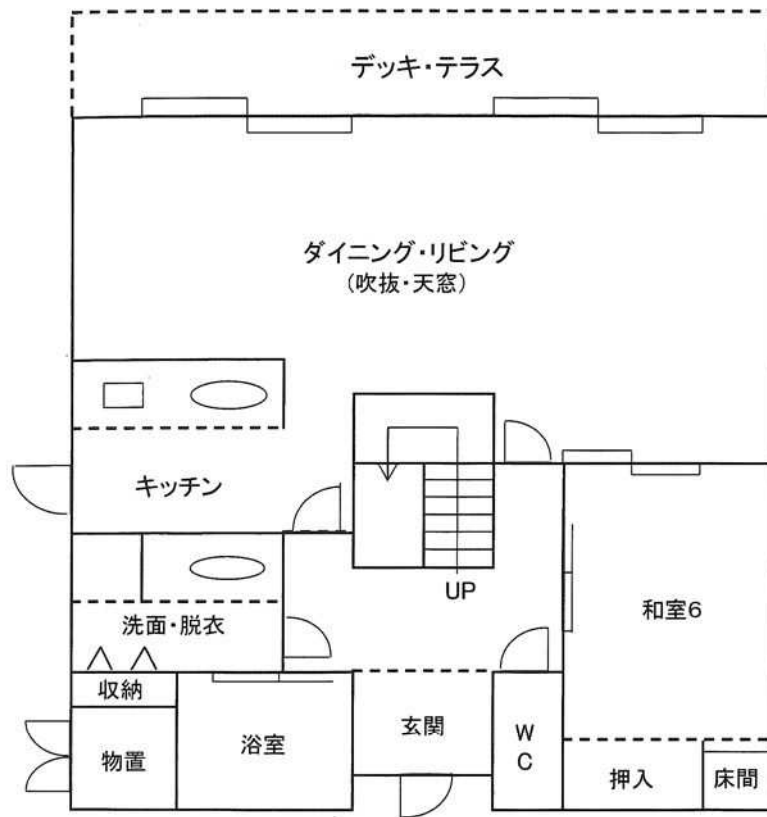
注)この調書が現況と相違している場合は、現況が優先します。

間 取 図

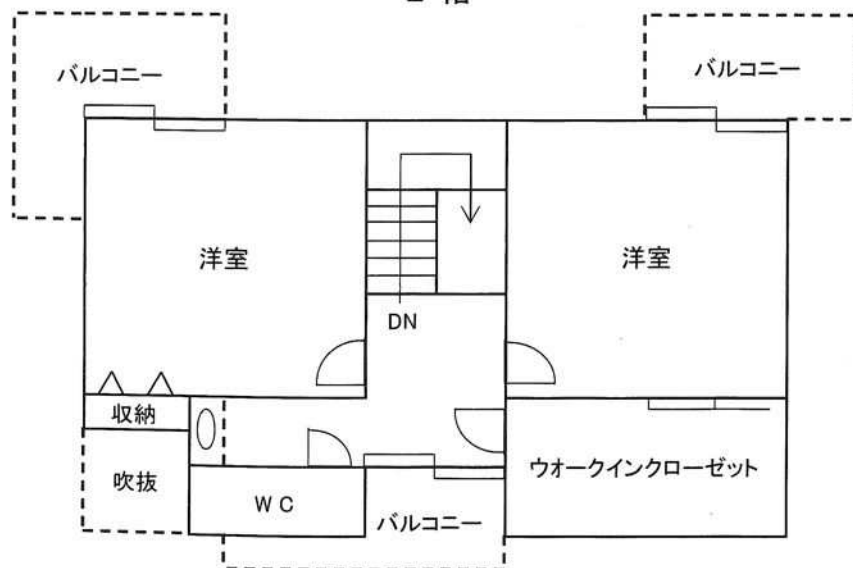
(窓は省略)



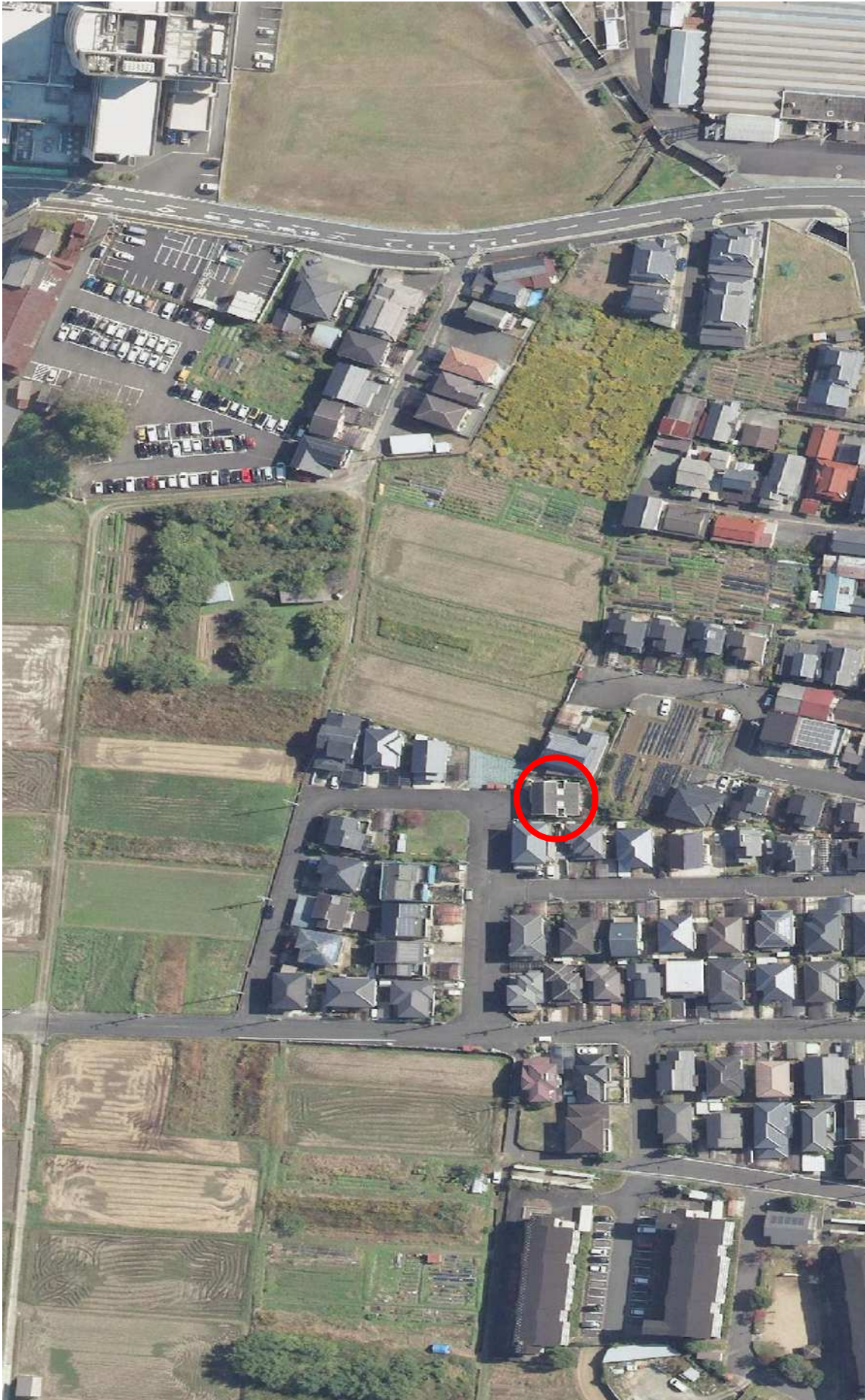
1 階



2 階



醫師宿舍航空写真



綾部市教育委員会告示第3号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和5年度第12回（2月臨時）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和6年2月8日

綾部市教育委員会

教育長 村上元良

- 1 日 時 令和6年2月15日（木）15時30分から
- 2 場 所 綾部市中央公民館 波多野記念室
- 3 付議事項
 - ・議第2号 管理職人事議案について

綾部市教育委員会告示第4号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和5年度第13回（2月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和6年2月15日

綾部市教育委員会

教育長 村上元良

- 1 日 時 令和6年2月19日（月）13時から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項
 - ・議第3号 綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正について
 - ・議第4号 令和6年度綾部市一般会計予算について
 - ・議第5号 令和5年度綾部市一般会計補正予算（第10号）について

綾部市選挙管理委員会告示第1号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和6年3月1日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

536人

綾部市選挙管理委員会告示第2号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和6年3月1日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

8, 923人

綾部市選挙管理委員会告示第3号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和6年3月1日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

4, 462人